

## <参考3>

### 規制緩和推進3か年計画(再改定)(「横断資格制度」関係抜粋)

## 2 横断的検討、見直しの推進等

### (3) 資格制度の見直し

公的資格制度については、各省庁において、別紙1の指針に基づき、業務独占資格を中心に、国民生活の利便性向上、当該業務サービスに係る競争の活性化等の観点から、業務独占規定、資格要件、業務範囲等の資格制度の在り方を見直し、その結果に基づき計画期間内に所要の措置を講ずる。

なお、関係省庁は、計画の再改定後速やかに業務独占資格等の見直しの基準・視点に基づく検討状況を公表する。

さらに、必置資格等については、別紙2の指針に基づき、各省庁において順次見直しを行い、平成13年度(2001年度)中に所要の措置を講ずる。

## 別紙1

### 業務独占資格等を中心とする資格制度の見直し

## 1 見直しの実施

公的資格制度は、国民の権利と安全や衛生の確保、取引の適正化、資格者の資質やモラルの向上等のため、厳格な法的規律に服する資格者が存在し国民に安心できるサービスを提供することを目的として設けられてきたが、他方では、個人の特定の市場への参入規制の側面を有しており、業務の独占、合格者数の制限、受験資格要件などの規制が維持され、新規の参入が抑制されたり、資格者以外の者が市場から排除されることにより、当該業務サービスに係る競争が排除されることになるのであれば、その弊害は大きい。

このため、各省庁は、規制緩和委員会の規制緩和についての第1次見解(平成10年(1998年)12月15日)の指摘を踏まえ、特に、法令によりその資格を持った者でなければ一定の業務活動に従事できないとされている制度(以下「業務独占資格等」という。)について、規制緩和推進3か年計画の期間中に、下記の2で列挙する点を含めて見直し・検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずることとする。

なお、その際、行政改革推進本部規制改革委員会が規制緩和推進3か年計画に係る事項の推進状況の監視等の役割を担っていることに留意し、要すれば、各省庁は、同委員会の活動に最大限協力しつつ、見直しを行う。

## 2 見直しの基準・視点

各省庁は、国民生活の利便性の向上、当該業務サービスに係る競争の活性化等の観点から、所管する業務独占資格等について、廃止又は必置資格若しくは名称独占等資格への移行を含め、以下に示す基準・視点に基づいて、業務独占規定、資格要件、業務範囲等の資格制度の在り方を見直す。

業務範囲が余りに細分化されている資格については、業務範囲の見直し、資格間の相互乗り入

れを検討する。

また、業務独占資格者の業務のうち隣接職種の資格者にも取り扱わせることが適当なものについては、資格制度の垣根を低くするため、他の職種の参入を認めることを検討する。

以下の資格については、廃止を含めその在り方を検討する。

- ・ 資格者以外でも実施可能な専門性の低いもの
- ・ 資格取得に当たって、試験合格等の特段の要件を必要としないもの
- ・ 試験合格率又は講習終了率が極めて高いもの
- ・ 社会的使命が終了したこと等により、年間の資格取得者数が少ないもの
- ・ 資格取得の要件が試験合格を原則としているにもかかわらず、資格取得者のほとんどが試験合格以外の特例による取得者であるもの
- ・ 類似資格が民間資格において存在するもの

法律上資格試験を行うこととされている資格については、試験を実施する。

明確で合理的な理由のない受験資格要件については、その廃止を検討する。

受験前の実務経験、試験合格後の修習・講習等の義務付けについては、合理的な理由なくして参入規制として機能しないようその在り方を見直す。

障害等を理由とする欠格事由については、その合理性について検討し、所要の措置を講ずる。

受験資格及び資格取得に係る特例措置の認定基準については、明文化・公表を進める。

合格人数制限を行っているものについては、参入規制とならないよう、これを見直す。

関連・類似資格等については、統合又は試験・講習科目の共通化・免除若しくは履修科目の免除を進めることについて検討する。

可否判定基準、配点、模範回答等を公表する。不合格者に対する成績通知を行う。合格発表を迅速化する。

例えば以下の方法を採用することにより、資格取得の容易化を検討する。

- ・ 合格科目の積み上げ方式による合格方式の推進
- ・ 再受験における既合格科目の免除制度の推進
- ・ 試験問題の公表・持ち帰りの推進

受験料の積算根拠を精査する。

公正有効な競争の確保等の観点から、登録・入会制度の在り方について検討する。

公正有効な競争の確保や合理性の観点から、報酬規定の在り方を見直す。

公正有効な競争の確保や合理性の観点から、広告規制の在り方を見直す。

有効期間・定期講習の義務付けの合理性について検討する。

資格者に対する利用者の複雑多様かつ高度なニーズに応えとともに、資格者による継続的かつ安定的な業務提供や賠償責任能力の強化などの観点から、必要に応じて資格者の法人制度の創設を検討する。

経済社会の複雑多様化、国際化に適切に対応するため、専門性を活かした高度なサービスが提供されるよう、必要な場合、資格者数の増大を図る。

(注) 上記の見直しに当たっては、行政改革推進本部規制緩和委員会の規制緩和についての第1次見解の第2章2及び同規制改革委員会の規制改革についての第2次見解の第3章2-1の指摘を

踏まえるものとする。

## 別紙 2

### 必置資格等についての見直し

#### 1 見直しの実施

通常、必置資格とは、一定の事業場等において当該資格者を管理監督者等として配置することが義務付けられているものをいう。また、例えば、それ自体が独立した資格と位置付けられないもの等であっても、同様に事業場等に一定の者を管理監督者等として配置することが義務付けられている必置規制もある。(以下、必置資格及び必置規制を指して「必置資格等」という。)

必置資格等は、災害の防止や作業の円滑な実施等を通じ、労働者や国民一般の生命・財産・安全の確保、生活環境の保全等の社会的利益の実現を目的とする一方、コストの増大や事業者の自由な活動の抑制等により、国民生活に不利益を与える側面も併せ持っており、また、専門性・技術性の高い分野・業務についての規制であるところから、技術進歩や社会経済情勢の変化の速度が飛躍的に増大している今日において、その制度内容を定期的に見直す必要性が一段と高まっている。

このため、規制改革委員会の規制改革についての第2次見解(平成11年(1999年)12月14日)の指摘を踏まえ、各省庁は、必置資格等のもたらす社会的利益等のメリットと経済的コスト等のデメリットの比較衡量を含めた合理的かつ総合的観点から、個々の制度の在り方及び細部の規制内容について、下記の2で列挙する点を含めて早急に見直しを行うこととする。具体的には、必置資格等について、順次見直しを行い遅くともおおむね2年以内、すなわち平成13年度(2001年度)中に、下記の2で列挙する諸点を含めて見直しを行い所要の措置を講ずることとする。

なお、その際、各省庁における見直し作業と並行して、行政改革推進本部規制改革委員会において、必置資格等の問題を含め、引き続き公的資格制度の見直しについて調査・検討を進めていくこととされていることに留意し、要すれば、各省庁は同委員会の活動に最大限協力しつつ、見直しを行う。

#### 2 見直しの基準・視点

各省庁は、以下に示す基準・視点に基づいて、必置の必要性及び必置の態様並びに資格取得のための要件等について見直す。

形骸化・形式化しているなど制度を存続させることについて合理性に疑問があるものは廃止を含めその在り方を抜本的に見直す。

代替手法の導入によってより効果的・効率的に政策目標を達成し得る場合は、代替手法の導入と併せて必置資格等を撤廃・緩和する。

資格者を置くべきとされる事業場等の単位(必置単位)及び置くべきとされる人数(必置人数)並びに資格者の業務範囲等について、技術の進歩等の状況変化を踏まえ、数値基準や定義が長期間改定されていないもの等の見直しを行う。

必置単位や資格者の業務範囲等が余りにも細分化されているものは、これらの単位・範囲の統合、拡大等を積極的に図る。

制度の目的とのバランスを損なわない範囲で、資格者が複数の必置単位を兼務又は統括し得る制度を積極的かつ横断的に導入する。また、既に兼務又は統括が可能となっている資格についても、その条件の一層の緩和を検討する。

制度の目的とのバランスを損なわない範囲で、資格者を選任する代わりに資格者の果たすべき業務を外部に委託することを積極的に認める。特に、商法上の親会社と子会社との間や、一括して様々な管理業務を受託している管理会社等に在籍する有資格者については、必置規制を満たすものとして扱うよう横断的に制度を見直す。なお、委託先について公益法人要件等を課している場合には、合理性、公平性、公正有効な競争の確保等の観点から、民間企業等への外部委託も許容するように見直しを行う。

必置資格等の性格や位置付けが必ずしも明確でない結果、政策目標の効果的・効率的な実現が困難となっている場合には、資格者等の職務が効果的に遂行され得るよう、当該資格の在り方について見直しを行う。

資格の取得に際し一定の実務経験要件を課しているもの（受験・受講資格要件を含む。）については、それが合理的かどうか見直しを行うとともに、余りに長期の実務経験要件を課しているものについては、その期間短縮を図る。その際、例えば、当該実務に限定しない関連職務の経験年数等の加味あるいは試験・講習との組合せ等により、能力・資質等の確認を行うことも検討する。

必置資格等の業務内容と直接関係のない学歴等の資格取得要件（受験・受講資格要件を含む。）は、明確で合理的な理由のない限り廃止する。

資格取得の要件として試験の合格や講習の受講が規定されているにもかかわらず、かかる試験又は講習が毎年実施されていないものは、試験・講習の実施頻度の増加を図る。

試験・講習について合否判定基準の公表、科目別合格制の導入、試験問題の公表・持ち帰りの推進、講習時間・期間の短縮、通信教育の導入、受験料・講習料の積算根拠の精査を行うなどにより、資格取得の要件等について、その目的・効果を確保しつつ、受験者・受講者等にとって透明性が確保されるとともにより利便性が高く負担の少ない制度となるよう改善を図る。

関連又は同種類別の資格等については、資格の統合や業務の相互又は一方的乗り入れを積極的に推進することを検討するとともに、求められる能力・資質の確認を適正に行いつつ、合理的な範囲内で試験・講習科目の共通化・免除、履修科目の免除等を進める。

受験資格及び資格取得に係る特例措置の基準について、明文化・公表を進める。また、合理的でないと考えられる特例措置については、是正を含めその在り方を見直す。

障害を理由とする欠格事由については、政府の障害者施策推進本部決定に沿って所要の措置を講ずる。

資格の有効期間又は定期講習の義務付けについて、資格者等に過度の負担を与えているなど合理性がないと判断される場合は、制度の廃止や他の手段への変更、講習期間・費用の軽減などを含め、その在り方を見直す。

（注）上記の見直しに当たっては、行政改革推進本部規制改革委員会の規制改革についての第2次見解の第3章2 - 2の指摘を踏まえるものとする。